

金沢市三谷さとやま交流広場条例施行規則の制定（案）の概要

1 制定の趣旨

本市では、里山の豊かな自然環境の中で、農林業に関する体験の場及び市民相互の交流の場として利用に供することにより、市民が自然に親しみ、農林業についての理解を深めるとともに、人々の交流を促進し、もって農林業の振興と周辺地域の活性化に資するため、金沢市三谷さとやま交流広場を設置することとし、「金沢市三谷さとやま交流広場条例」を平成 29 年度金沢市議会 3 月定例会に上程しています。

条例の制定に伴い、金沢市三谷さとやま交流広場条例施行規則を制定し、交流広場の使用の申請、入場の制限等必要な事項を定めます。

2 制定の内容

(1) 交流広場の使用の申請（条例第 5 条関係）

- ① 市民農園は、新聞、インターネット等による公募によって使用予定者を決定します。
- ② 申請書の様式、受付期間等を定めます。受付期間は、次のとおりとします。
ふれあい交流ルーム等：使用日の 6 か月前の日の属する月の初日から使用日まで
市民農園：使用予定者として決定された日から 2 週間を経過する日まで

(2) 使用料の減免（条例第 9 条関係）

使用料の減免を受けようとする場合の申請書の様式を定めます。

(3) 入場の制限

市長は、風紀を乱し、又は乱すおそれがある者などに対して、入場を拒否し、又は退場を命ずることができることとします。

(4) 入場者の遵守事項

許可を受けないで物品の販売等をしないことなど、入場者の遵守事項について定めます。

3 施行期日

条例の施行の日（平成 30 年 4 月を予定）

《参考》金沢市三谷さとやま交流広場の概要

(1) 施設の概要

- ① 位 置：金沢市宮野町ヲ 11 番地
- ② 施 設：ふれあい交流ルーム、市民農園、芝生広場、多目的広場

(2) 施設の使用

- ① ふれあい交流ルーム、芝生広場、多目的広場

全部若しくは一部を独占して使用しようとする場合は、事前に承認を受けることが必要です。

使用料は、交流を促進するため無料とします。

- ② 市民農園

使用期間は、4月から11月までの間で、市長が定める期間とし、事前に承認を受け、使用料を納付した方が使用できます。

使用料は、市民農園の使用期間につき1区画6,480円（税込み）とします。